

平成 27 年度 第 1 回 定例理事会の結果について

開催日時 平成 27 年 5 月 22 日（金）午後 2 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 平成 27 年度 通常総会、『進行要領』に基づく模擬進行に関する件
平成 27 年度通常総会について進行要領を確認する。

第 2 号議案 総会『質問事項』に関する件

議案書に対する質問書が提出されている、内容を確認し、総会時対応とした。

第 3 号議案 総会当日のスケジュール等の確認に関する件

総会当日の最終確認をした。

第 4 号議案 組合規程に関する件

(1) 旅費規程の一部改正について

平成 27 年 5 月 29 日開催の通常総会審議議案、第 2 号議案 平成 27 年度事業計画書並びに収支予算書案決定の件及び第 11 号議案 部会規約の新規制定に関する件が可決された後の、平成 27 年 6 月 1 日からの施行とした。

(2) 役員等の報酬並びに費用に関する規程の新規制定について

① 役員等の報酬並びに費用について審議検討し、委員報酬支払基準として「全商協」及び「当組合の委員会等の会議に出席並びに各種公的行事(組合業務上必要と認められる行事)出席の都度(1 回当たり)」に、11,111 円として所得税 10%徴取して 10,000 円を支給する。

② 役員報酬月額支払基準

区 分	人 員	月報報酬(1 人)	年報酬額(1 人)
理事長	1 人	80,000 円	960,000 円
副理事長	2 人	50,000 円	600,000 円
常務理事	1 人	30,000 円	360,000 円
理 事	7 人	20,000 円	240,000 円
監 事	2 人	20,000 円	240,000 円
員外理事(常勤)	1 人	480,000 円	5,760,000 円

よって、平成 27 年 5 月 29 日開催の通常総会審議議案、第 2 号議案 平成 27 年度事業計画書並びに収支予算書案決定の件及び第 8 号議案 役員報酬決定の件が可決された後の、平成 27 年 6 月 1 日からの施行とした。

(3) 慶弔費見舞金規程の新規定について

慶弔費の取扱いについては、「組合規程」の中で制定していたが、新たに「慶弔見舞金規程」として制定するかを審議検討した。

(目的)

第1条 この規程は、東北遊技機商業協同組合(以下「組合」という。)の組合員、職員及びその家族並びに他団体及びその役員に対する慶弔に関する事項について定めることを目的とする。

(祝金)

第2条 次の祝事があった場合には、祝金を給付する。

- | | | |
|---------------------------------|-----------|---------|
| (1) 組合員(法人の場合はその代表者)及び職員が結婚したとき | | 50,000円 |
| (2) 他団体の役員の関連する結婚の場合 | 30,000円以内 | |
| (3) 組合員及び職員又はその配偶者が出産したとき | 30,000円 | |
| (4) 組合員の祝賀行事(事務所落成、記念行事等)があったとき | | 30,000円 |

2 前項の場合に、祝電(5,000円以内)を贈ることができる。

(慶弔金)

第3条 次の弔事があった場合には、弔慰金を給付する。

- | | | |
|----------------------------------|----------|---------|
| (1) 組合員及び職員が死亡したとき | 100,000円 | |
| (2) 組合員及び職員の家族(両親・配偶者・子供)が死亡したとき | | 20,000円 |
| (3) 他団体の役員及び家族(両親・配偶者・子供)が死亡したとき | | 10,000円 |

2 前項の場合に、弔電(5,000円以内)、生花(25,000円以内)及び法要香典(20,000円)を贈ることができる。

(傷病見舞金)

第4条 組合員及び職員が傷病により入院又は休業した場合には、見舞金を給付する。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 傷病により療養期間が1カ月以上に及んだとき | 20,000円 |
| (2) 療養期間が引き続き3カ月以上に及んだとき | 30,000円 |

(災害見舞金)

第5条 組合員の事業施設、組合員及び職員住居等が不慮の災害により損害を受けた場合に給付する。見舞金については、災害の態様により理事会において決定する。

(その他)

第6条 その他、特に必要と認める場合又はこの基準より難しい場合に

においては、理事長がその都度定めるものとする。

よって、平成 27 年 5 月 29 日開催の通常総会審議議案、第 2 号議案 平成 27 年度事業計画書並びに収支予算書案決定の件が可決された後の、平成 27 年 6 月 1 日からの施行とした。

第 5 号議案 経常利益に関する件（4 月末現在）

4 月末現在の経常利益状況（累計）については、

○収入

・検定書類、賦課金等 ～ 17,339,952 円（前年度 17,861,533 円）

・営業外収益 ～ 574,336 円（前年度 218,057 円）

○支出

・一般管理費等 ～ 9,553,022 円（前年度 12,088,911 円）

○経常利益 ～ 8,357,951 円（前年度 5,987,818 円）

となっています。

第 6 号議案 その他

- (1) 全商協について、当組合からの全商協「理事」候補者 2 名は、通常総会役員改選の後、同日に確定する。また、全商協はこれまで輪番で「監事」を確定していたが、今期は当組合から 1 名を選出しなくてはならない。今件に関しても、通常総会役員改選の後、同日に確定する。

次に、全商協対応の、機械流通委員 2 名、社会貢献委員 2 名の報告をしなければならない。今件に関しても、通常総会役員改選の後、同日に確定する。

- (2) 遊技機梱包用ビニールについて、現行サイズより縦横 6cm 大きくした物のみの一本化に変更となる模様である。価格は、現行ビニール袋及びセキュリティシールの 1 セットが税込み 107 円、組合が（約半額）55 円を負担し、組合員へ 1 セット 52 円で販売している。

「新」ビニール袋及びセキュリティシールの 1 セットは税込み 114 円となる。今件についても組合が半額の 57 円を負担し、「組合員へ 1 セット 57 円」で販売するとした。なお、今件が一本化となった際に、CR 牙狼金色になれ XX 専用ビニール袋の残りの処理は、機械流通委員会で審議するとした。

- (3) 中古遊技機流通新規取扱講習会開催に関する件

平成 27 年 2 月 1 日付けにて新規加入された「ケーエス販売(株)」より、中古遊技機流通取扱の申請があり、6 月に講習会を開催する。

- (4) 秋田県遊協より広告掲載依頼があり、秋田県遊協組合員名簿(1 コマ、3,000 円)及び秋田県遊協会報(A コマ、10,000 円)への広告依頼である。今年も継続して掲載をする。(上記の金額は、前年同様である。)

- (5) 福島県遊連より、総会(6 月 2 日)の翌日に開催されるゴルフコンペへの協賛願いがあ

り今年も協賛をする。(毎年 30,000 円を協賛している。)

- (6) 山形県遊協より、7月18日から20日の期間に開催される「パチンコ・パチスロカーニバル」に伴う協賛金の依頼があり、今年も協賛をする。

(毎年 30,000 円を協賛している。)

- (7) 例年、当組合通常総会懇親会等へお招きする来賓者へ、菓子のお土産を準備する。単価 3,240 円(税込)の菓子 30 箱とし合計金額 97,200 円となる。

- (8) 理事会開催時、出席役員はボイスレコーダーによる録音を禁止とする。

以上